

大学等と連携した行政特化型国産 AI モデルの構築・実証事業の実施に関する協定（案）

東京都（以下「甲」という。）と【大学等】（以下「乙」という。）及び一般財団法人 GovTech 東京（以下「丙」という。）は、大学等と連携した行政特化型国産 AI モデルの構築・実証事業募集要項に基づき甲及び丙が公募し、乙が採択された「大学等と連携した行政特化型国産 AI モデルの構築・実証事業」（以下「本事業」という。）の実施に関して、以下のとおり三者協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第 1 条 本協定は、安全かつ効果的に管理・運用できる環境の下、行政の専門知識に特化し、正確性や透明性等が確保された行政特化型国産 AI モデルの構築及びその有効性の検証に関し、甲、乙及び丙の連携と協力に必要な事項を定めることを目的とする。

（協定期間）

第 2 条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和 10 年 3 月 31 日までとする。

2 前項の有効期間のうち令和 9 年度における本事業の継続について、令和 8 年度の事業成果等を踏まえた甲、乙及び丙の合意が令和 9 年 3 月 31 日までに成立しない場合は、本協定は同日の経過をもって終了するものとする。

（本事業の内容）

第 3 条 甲、乙及び丙で連携して行政に関する法令や専門知識等を学習した行政特化型国産 AI モデルを構築・実証する。

2 社会情勢の変化その他の事由により必要があると認めるときは、甲、乙及び丙で協議の上、本事業の内容を変更し、又は中止することができる。

（役割分担）

第 4 条 本事業における甲、乙及び丙の役割分担は、次のとおりとする。

（1）甲の役割

- ア 本事業における全体調整
- イ 対象となる行政業務分野の選定
- ウ 行政データ等の提供

（2）乙の役割

- ア 行政特化型国産 AI モデルの構築・実証に必要な AI に係る知見の提供
- イ 丙と連携した行政特化型国産 AI モデルの構築・実証支援

（3）丙の役割

- ア 行政特化型国産 AI モデルの構築・実証

イ 本事業の統括

ウ 生成 AI プラットフォーム「A 1（えいいち）」と行政特化型国産 AI モデルのシステム連携及び利用環境の整備

（費用負担）

第 5 条 本事業に要する費用の負担は、次のとおりとする。

- （1）本事業に要する経費は甲から丙に支払われる費用により、丙が負担するものとする。
 - （2）丙は乙に対し、前号の定めに従い、令和 8 年度の費用として 110,000 千円（税込）を上限として支払う。
 - （3）第 2 条第 2 項に規定する合意が成立した場合における令和 9 年度の費用負担については、令和 8 年度の事業成果等を踏まえ、甲、乙及び丙が別途協議の上定める。
- 2 前項第 2 号については、別途乙と丙で個別契約を締結し、当該契約に基づき支払うものとする。

（成果報告）

第 6 条 構築・実証の成果について、甲、乙及び丙は年度毎に共同でとりまとめを行うものとする。乙はその作成に必要な資料の整理を担うものとし、とりまとめの内容には行政特化型国産 AI モデルの評価結果を含めることとする。

- 2 乙は、前項のとりまとめに際し、以下各号に定めるものを知見として提供するものとする。
- （1）本事業において得られた学習済みの言語モデル
 - （2）本事業で使用した学習データ（加工等を行ったデータを含む。）
 - （3）技術報告書（システム構成、学習過程、検証・評価結果等を含む。）
 - （4）その他、関連するドキュメント
- 3 乙は、本事業の成果について甲及び丙と協議の上、学術的な発表（論文発表、学会報告等）を行うことができるものとする。ただし、公開に当たっては、秘密情報の保護に留意し、事前に甲及び丙に協議するものとする。

（調査等）

第 7 条 甲及び丙は、本事業の適正な執行を確保するため、必要があると認めるときは、乙に対し実施状況について報告を求め、又は実地調査をすることができる。

- 2 乙は、前項の調査等に協力しなければならない。
- 3 甲、乙及び丙は、本事業の円滑な遂行を図るため、原則として月 1 回、本事業の進捗状況、課題等について協議する連絡会議を開催するものとする。連絡会議の運営に関し必要な事項は本協定締結後、甲、乙及び丙が別途協議の上定める。

(秘密の保持)

第8条 甲、乙及び丙は、本事業の実施に当たり、相手から秘密である旨表示がなされて開示された資料、情報のほか、本事業に関連して知り得た個人情報及び相手方の技術上、学問上、経営上等の一切の情報（以下「秘密情報」という。）を秘密として取り扱うものとする。秘密情報は、本協定遂行目的のみに使用し、開示当事者の事前の書面による了承なく第三者へ開示又は漏えいしない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない。

(1) 開示を受けた時にすでに公知となっていたもの。

(2) 開示を受けた時にすでに自己が保有していたもの。

(3) 開示を受けた後に自己の責によらない事由により公知となったもの。

(4) 開示を受けた後に第三者から守秘義務を負うことなく適法に取得したもの。

2 政府機関又は裁判所の命令により開示を命令された情報に秘密情報が含まれる場合、可能な限り開示当事者に事前に通知の上、必要最小範囲に限り開示できるものとする。なお、この場合は開示先においても秘密として取り扱われるように努めるものとする。

3 本条の秘密保持義務は、本協定の終了後5年間存続する。ただし、個人情報に関する義務については、期間の定めなく法令に基づき対応する。

(行政データ等の取扱い)

第9条 乙は、本事業の実施に当たり甲から提供を受けた行政データその他本事業の遂行に関して提供されたデータ（以下「行政データ等」という。）について、次に掲げる事項を遵守しなければならない。なお、行政データ等のうち秘密情報に該当する場合は、前条の規定に従うものとする。

(1) 行政データ等は、本事業の目的以外に使用しないこと。

(2) 行政データ等を第三者に提供し、又は開示しないこと。ただし、本事業の遂行に必要な場合はこの限りでない。

(3) 行政データ等の保管について、適切なアクセス制限及び暗号化その他の安全管理措置を講じること。

(4) 行政データ等に係る情報セキュリティ事故が発生した場合は、直ちに甲に報告し、その指示に従うこと。

(5) 本事業の終了後速やかに、甲の指示に従い行政データ等を甲に返却し、又は甲の指示する方法により確実に消去すること。消去した場合は、消去が完了した旨を甲に書面により報告すること。

(個人情報の保護)

第10条 乙は、本事業の実施に当たり個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の関係法令を遵守し、個人情報の適切な管理の

ために必要な措置を講じなければならない。

- 2 乙は、個人情報の漏えい、滅失又は毀損が発生し、又はそのおそれがある場合は、直ちに甲及び丙に報告し、その指示に従わなければならない。

(知的財産権及び成果物の取扱い)

第 11 条 本事業において得られた行政特化型国産 AI モデル及び加工等を行った学習データに係る権利は、甲又は丙に帰属するものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、本事業により得られた知見に係る知的財産権は、各当事者の寄与の割合にかかわらず、乙に帰属するものとする。
- 3 前項の権利関係について疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙で協議の上、帰属について別に定めるものとする。
- 4 甲及び丙は、原則、前項に定める本事業により得られた知見に係る知的財産権を無償で利用（複製、翻案及び公衆送信に係る再許諾権を含む。）できるものとする。乙からの利用許諾等の手続については、別途協議の上決定する。
- 5 乙は、本事業の実施及び成果物が第三者の知的財産権その他の権利を侵害しないよう最大限の注意を払うものとする。

(損害賠償)

第 12 条 甲、乙又は丙は、本協定に違反し、相手方に損害を与えた場合は、その損害を賠償しなければならない。

(不可抗力)

第 13 条 天災地変、感染症の蔓延、法令の制定若しくは改廃その他甲、乙及び丙のいずれの責めにも帰すことができない事由により本事業の全部又は一部の遂行が困難となった場合は、甲、乙及び丙は速やかに協議の上、事業の中断、期間の延長その他必要な措置を講じるものとする。

- 2 前項の事由により生じた損害については、甲、乙及び丙は相互にその賠償の責めを負わない。

(協定内容の変更等)

第 14 条 本協定締結後において、必要があるときは、甲、乙及び丙のいずれかの申し出により甲、乙及び丙において協議の上、協定内容の変更等を行うことができる。

(解除権及び解除に伴う措置)

第 15 条 甲、乙及び丙は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本協定を解除することができる。

- (1) 甲、乙又は丙が本協定の各条項に著しく反したとき
- (2) 甲又は丙において、公益上の見地から本事業を中止する必要があるとき
- (3) 乙に本事業の執行上、ふさわしくない行為があったとき
- (4) 乙が第 16 条各号のいずれかに該当することが判明したとき

2 甲又は丙は、乙の責めに帰すべき理由により本協定を解除することになった場合は、状況に応じて乙に支払い済みの費用のうち、適正に執行されたと認められない部分の返還を求めることができる。

3 第 1 項第 2 号の事由により本協定を解除した場合は、甲及び丙は、解除時点までに乙が適正に執行した経費を負担するものとする。

(欠格事由及び反社会的勢力の排除)

第 16 条 乙は、本協定の締結時及び協定期間中を通じて、以下の各号のいずれかに該当してはならない

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当すること
- (2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていること
- (3) 国又は地方公共団体から補助金等の返還命令を受け、当該返還が完了していないこと
- (4) 東京都暴力団排除条例に規定する暴力団関係者に該当する者がいること、又は暴力団関係者との取引が発覚したこと

(残存条項)

第 17 条 本協定の終了後においても、第 9 条（行政データ等の取扱い）、第 10 条（個人情報の保護）、第 11 条（知的財産権及び成果物の取扱い）、第 12 条（損害賠償）及び第 18 条（裁判管轄）の規定は、なおその効力を有する。

(裁判管轄)

第 18 条 本協定に関して生じた甲、乙及び丙の間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第 19 条 本協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲、乙及び丙が協議の上解決するものとする。

甲乙丙は本協定の成立を証するために電磁的記録を作成し、甲乙丙が電子署名の上、各自その電磁的記録を保管する。

協定締結日 甲乙丙のそれぞれが確認同意の上、電子契約サービス事業者により当該電磁的記録に電子署名が付与されたときとする。

(甲) 所在地 東京都新宿区西新宿二丁目 8 番 1 号
名称 東京都
代表者 東京都知事 小池 百合子

(乙) 所在地 **【所在地】**
名称 **【大学等名等】**
代表者 **【氏名】**

(丙) 所在地 東京都新宿区西新宿二丁目 4 番 1 号
名称 一般財団法人 GovTech 東京
代表者 副理事長 深井 稔